

ロシアによるウクライナ侵略を強く非難する決議

ウクライナをめぐる情勢について、昨年以来、国境付近におけるロシア軍増強が続く中で、我が国を含む国際社会が緊張の緩和と打開に向けて懸命な外交努力を重ねてきた。

しかし、2月21日、プーチン・ロシア大統領はウクライナの一部である、自称「ドネツク人民共和国」及び「ルハンスク人民共和国」の「独立」を一方向的に承認する大統領令に署名し、さる24日、ロシアはウクライナへの武力攻撃、侵略を開始した。

今回の行動は、明らかにウクライナの主権、領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法の深刻な違反であり、国連憲章に反するものである。この事態は、法の支配に基づく国際秩序に対する挑戦であり、その根幹を揺るがしかねない暴挙である。核兵器の使用も示唆しているこのようなロシアの力による侵略行為は断じて認められず、抗議するものである。

ロシアは、国際社会の強い自制の求めにもかかわらず、侵略行為を継続しており、首都キエフまで侵攻し、市民への被害が拡大している。

三次市議会は、日本国憲法が掲げる平和主義のもと、ウクライナの主権、一体性、独立を尊重し、国際社会の恒久平和を世界に訴えつつ、日本政府が経済制裁や人道支援において、国際社会と一致した措置をとることを支持する。

重ねて、ロシアに対し、即時に攻撃を停止し、部隊を撤収するよう強く求める。

以上、ここに決議する。

令和4年（2022年）3月2日

三 次 市 議 会

